

会議の概要

- 1 日 時 平成 23 年 5 月 17 日（火）午後 2 時～午後 3 時 05 分
2 場 所 厚木商工会議所 3 階中会議室
3 出席者 委員 11 人、オブザーバー 3 人、厚木警察署 1 人、
事務局 6 人

4 内 容

開 会 生活安全課長

委嘱状交付 宮台副市長

あいさつ 同 上

委員の紹介 委員各自、自己紹介

職員の紹介

（仮称）厚木市暴力団排除条例設置検討委員会について

資料 1

- ・ 委員長の選出、副委員長の指名を行った。

議 題

（ 1 ）主な検討項目等について

資料 2

説 明：事務局

（ 質 疑 応 答 ）

委 員：県の規定する罰則には、どのようなものがあるか。

事務局：県条例において

- ・ 第 16 条第 1 項の違反者に対する罰則（1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）
- ・ 第 18 条の違反者に対する罰則（6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）
- ・ 第 16 条、第 18 条に対する両罰規定の 3 項目が規定されている。

委 員：近隣市（海老名市、大和市等）の罰則規定の状況は。

事務局：4 月 1 日海老名市、茅ヶ崎市が施行しているが、どちらも県条例で規定しているため、市の罰則はない。

（ 1 ）主な検討項目等については、全員了承。

(2) 今後の予定について

資料3

説明：事務局
質疑等特になし。

(2) 今後の予定については、全員了承

最近の暴力団の情勢について

神奈川県警厚木警察署 刑事第二課長

- ・ 全国的に暴力団員は、やや減少傾向にある中で、山口組の勢力が拡大している。
- ・ 山口組の六代目組長が先頃出所、より勢力の拡大がなされることが懸念される。
- ・ 厚木市にも山口組系、稲川会系の組事務所がある。
- ・ 暴力団排除条例により、県、市等が住民や事業者等と一緒に暴力団排除に取り組んでいくことが重要

閉 会 副委員長